

別記様式(第八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

(表)

第 身 分 証 明 書

写 真

住 所 氏 名 職 名 生 年 月 日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二十五条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所又は選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

(裏)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律抜粋

(報告の徴収等)

第二十五条 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○経済産業省令第二号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(採取計画の変更の認可の申請等)</p> <p>第四条 法第二十条第一項の規定により法第十六条の認可に係る採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第二による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。</p> <p>3 法第二十条第一項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第十六条第一号の都道府県知事が同条の認可をした場合、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないと認められた都道府県知事が認めるもの</p> <p>二 法第十六条第二号の河川管理者が同条の認可をした場合、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないと認められた河川管理者が認めるもの</p> <p>4 前項の採取計画の軽微な変更の基準に關し必要な事項は、同項第一号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県(砂利採取</p>	<p>(採取計画の変更の認可の申請)</p> <p>第四条 法第二十条第一項の規定により法第十六条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第二による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

[新設]

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市)又は同項第一号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県(砂利採取場の所在地が河川法第九条第五項又は第十条第二項の規定に基づき指定都市の長が管理を行う一級河川又は二級河川の区間内である場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市)の条例、規則その他の定めで定めることができる。</p> <p>5 法第二十条第二項の規定により法第十六条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第二の二による届書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の届書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第三十四条 第三条又は第四条第一項及び第二項の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数を三を加えた数の写しとする。</p> <p>2 第四条第五項及び第六項、第五条又は第六条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(条例等に係る適用除外)</p> <p>第三十七条 第三條第一項、第四條、第三項及び第四項を除く。から第六條まで、第十条及び第三十四條(都道府県知事(河川管理者である場合を含む。)及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。</p>
	<p>[新設]</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第三十四条 第三条又は第四条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数を三を加えた数の写しとする。</p> <p>2 第五条又は第六条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(条例等に係る適用除外)</p> <p>第三十七条 第三條第一項、第四條から第六條まで、第十条及び第三十四條(都道府県知事(河川管理者である場合を含む。)及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めにより別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。</p>

別紙様式第二の次に次の様式を加える。
 様式第二の2
 様式第二の2

<table border="1"> <tr> <td>× 整理番号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>× 受理年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		× 整理番号	年 月 日	× 受理年月日	年 月 日
× 整理番号	年 月 日				
× 受理年月日	年 月 日				
敬 告 名 簿 更 届 書	年 月 日				
所 住					
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 登録年月日及び登録番号					
砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。					
1 変更の内容					
従前の採取計画の内容	変更の内容				
2 変更の理由					

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は、記載しないこと。
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。